

令和4年11月16日  
高齡福祉部高齡福祉課

第9期世田谷区高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問）

1 主旨

第9期世田谷区高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定にあたっての考え方について、諮問する。

2 第9期高齡・介護計画の策定について（概要）

別紙のとおり。

3 部会の設置

世田谷区地域保健福祉推進条例第19条第5項の規定に基づき、高齡者福祉・介護保険部会を設置し、高齡者等に関する専門的事項を調査、審議する。

4 部会の委員

区分	人数	委嘱	条例の規定	
学識経験者	4名	審議会委員の中から審議会が指名した委員を委嘱する。	第19条 第7項	
	1名	高齡者福祉に精通した学識経験者に委嘱する。		
医療関係者	6名	医療関係団体等に推薦依頼し委嘱する。		第19条 第6項
区民	6名	地域活動団体等に推薦依頼し委嘱する。		
		公募により選考し委嘱する。		
事業者	6名	介護保険事業者団体等に推薦依頼し委嘱する。		

計 23名

参考 地域保健福祉推進条例（抜粋）

第19条第5項 審議会に、障害者、高齡者等に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

第6項 区長は、第3項に規定する委員とは別に、部会における調査審議のため特に必要があると認める者を委員として委嘱することができる。

第7項 部会は、第3項に規定する委員のうちから審議会の指名した委員及び前項の規定により委嘱した委員をもって組織する。

## 第9期高齢・介護計画の策定について（概要）



高齢福祉部

高齢・介護計画の位置付けと基本計画等との整合

8期計画の基本理念等

9期計画に向けた国の検討事項と検討の新たな視点（区の検討案）

高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の実施

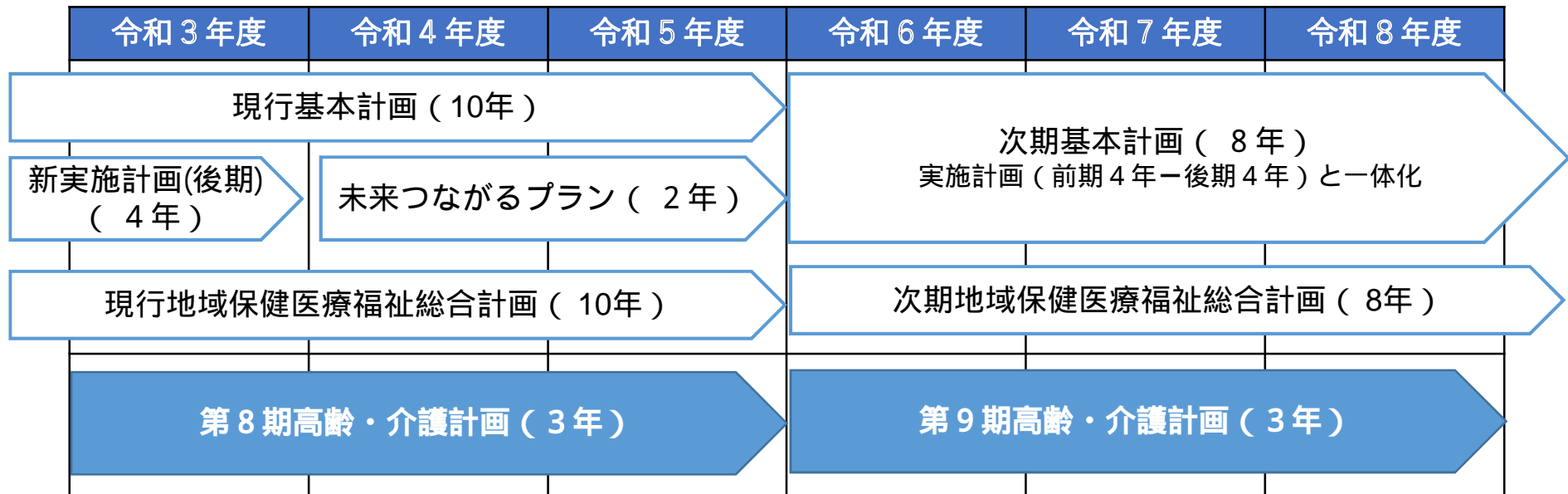
9期計画 策定スケジュール（案）

## 高齢・介護計画の位置付けと基本計画等との整合

### 1 高齢・介護計画の位置付け

市町村老人福祉計画（老人福祉法）と介護保険事業計画（介護保険法）として一体的に策定する計画。  
計画期間は3年間。

### 2 基本計画等との整合



令和5年度中に策定される上位計画である次期基本計画と次期地域保健医療福祉総合計画や、（仮称）地域行政推進計画等の区の主要な計画と整合を図る。また、新たな将来人口推計を踏まえ中長期的なサービス需要量を推計し、適切なサービス量の確保に努める。

## 8 期計画の基本理念等

### 1 基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる  
地域社会の実現

—地域包括ケアシステムの推進—  
—参加と協働の地域づくり—

### 2 計画目標

区民の健康寿命を  
延ばす

高齢者の活動と  
参加を促進する

安心して暮らし続けるた  
めの介護・福祉サービス  
の確保を図る

### 3 評価指標

指標		策定時 平成30年	平成31年	現状 令和2年	令和3年	目標 令和3年
65歳 健康 寿命	男性)要支援1	81.63歳	81.73歳	81.84歳	令和5年度 当初に確定 予定	82.17歳
	要介護2	83.32歳	83.40歳	83.55歳		83.86歳
	女性)要支援1	82.59歳	82.72歳	82.85歳		83.28歳
	要介護2	85.88歳	85.90歳	86.11歳		86.70歳
指標	目標		令和4年12月調査予定 (高齢者ニーズ調査・介護保 険実態調査 区民編)			
主観的健康観、外出頻度、交流頻度、会話の頻度、 地域活動への参加	増やす					
居住継続意向	維持					

## 9期計画に向けた国の検討事項と検討の新たな視点（区の検討案）

### 1 国が示す第9期計画に向けた検討事項

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- ・在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援
- ・医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進
- ・認知症施策、家族を含めた相談支援体制
- ・地域における介護予防や社会参加活動の充実
- ・保険者機能の強化

介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進  
給付と負担

### 2 9期計画の検討の新たな視点（区の検討案）

- ・「健康寿命の延伸」「健康観」+「幸福感」

介護や医療が必要な方も含め幸せであると感じる方を増やすといった視点が必要ではないか。

- ・健康づくりと介護予防（フレイル予防）の切れ目のない取組み

高齢者の中でも比較的若いうちから、介護予防（フレイル予防）を意識しながら健康づくりに切れ目なく取り組むといった視点が重要ではないか。

- ・これまでの高齢者観に捉われない視点

これまでの高齢者観（区の情報を得る方法、スマホやSNS等のデジタル機器の利用、趣味嗜好の変化、健康づくり・介護予防の取組みに対する意識、居場所等）に捉われない視点から、施策を検討する必要があるのではないか。

# 高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の実施

## 1 対象者

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 区民編（無記名方式）                | (2) 事業者編（無記名方式）              |
| A) 介護認定を受けていない高齢者：7,000人      | 区内介護保険サービス事業所：約1,200件        |
| B) 要介護認定を受けている在宅の高齢者：2,000人   | (3) 在宅介護実態調査                 |
| C) 要介護認定を受けている在宅の第2号被保険者：100人 | 要介護認定を受けている在宅の高齢者：<br>1,200人 |

## 2 設問（例）

- (1) 区民編  
 共通：本人と家族の生活状況、就労、交流・活動、住まい、介護や医療、区の取組みの認知度 等  
 Aのみ：運動機能、外出や交流の頻度、口腔・栄養、もの忘れ、健康状態、健康づくり・介護予防 等  
 B・C：介護保険サービスの満足度、介護者の状況  
 その他、新型コロナウイルスの影響やデジタル機器の利用状況等の設問について検討する。
- (2) 事業者編  
 事業所の概要、人材確保・育成・定着支援、事業運営の状況、医療機関との連携 等  
 その他、新型コロナウイルスの影響等の設問について検討する。
- (3) 在宅介護実態調査  
 世帯類型、家族等の介護の頻度、主な介護者の状況、施設の検討状況 等

## 3 今後のスケジュール（予定）

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 令和4年11月 | 事業者編 実施         |
| 12月     | 区民編、在宅介護実態調査 実施 |
| 令和5年 3月 | 調査結果のとりまとめ      |

